

# 鹿児島県消防広域化推進計画



平成25年10月変更

鹿児島県



## はじめに

我が国の消防は、昭和23年3月の消防組織法の施行により自治体消防として発足して以来、60年が経過したが、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を全うする必要がある。

しかし、全国の消防体制をみると管轄人口10万人未満の小規模消防本部が6割を占めている状況にあり、一般に、小規模消防本部は、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理、財政運営の面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない状況にある。

このようなことから、国においては市町村消防の体制の整備及び確立を図るため、平成18年6月に消防組織法の一部改正を行い、消防の広域化を推進することとしたが、消防の広域化については、市町村消防の原則は維持しつつ、特に都道府県の役割が重要であることにかんがみ、消防の広域化に関する都道府県の法的役割を明確にするとともに、同年7月には「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を告示し、各都道府県においては、平成19年度中に「広域化推進計画」を策定することとした。

本県においては、小規模消防本部が県内19本部のうち15本部と、全国の消防体制同様、小規模な消防本部が多数を占めていることから、市町村消防の広域化を推進する必要があると判断し、市町村や消防機関代表のほか、住民代表等で構成する「鹿児島県消防広域化検討委員会」を設置し、消防の広域化に係る課題や広域化の組合せ等について検討・協議をしていただいたところである。その結果、平成20年3月24日に、本県の地理的特性や住民の日常生活圏等を考慮した県の地域振興局・支庁単位の区域割による県域七消防本部体制の組合せを主な内容とする「鹿児島県における消防広域化に関する報告（最終報告）」がなされたところである。

県としては、この最終報告の主旨を踏まえ、本県のこれからの消防需要に十分対応できる市町村消防の体制の整備及び確立のため、県の地域振興局・支庁単位の区域割による県域七消防本部体制での広域化を進めることとし、「鹿児島県消防広域化推進計画」を策定した。

については、県としても、広域化対象市町村が、本計画に基づき「広域消防運営計画」を作成のうえ、市町村、消防本部が相互に連携して、平成24年度までを目途に広域化の実現を図るよう、積極的に推進していく考えである。

平成20年3月27日

鹿児島県知事

伊藤 祐一郎



# 目 次

## はじめに

### 第1章 自主的な市町村の消防の広域化に関する基本的な事項

- 1 市町村の消防の広域化の推進…………… 1
- 2 推進計画の目的…………… 5

### 第2章 市町村の消防の現況及び将来の見通し

- 1 消防常備化の経緯と現況…………… 7
- 2 消防本部の規模…………… 7
- 3 消防力の現況…………… 11
- 4 消防本部の財政、人事管理の状況…………… 17
- 5 消防需要の変化…………… 21
- 広域化の効果…………… 25

### 第3章 広域化対象市町村の組合せ

- 1 広域化対象市町村…………… 27
- 2 広域化対象市町村の組合せ…………… 27
- 3 広域化に向けた県の取組…………… 30
- 4 県域七消防本部体制の主なメリット…………… 30
- 5 県域七消防本部体制の基本的事項…………… 31
- 6 消防通信指令業務の共同運用…………… 33

### 第4章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

- 1 広域化を推進するための県の体制の整備…………… 34
- 2 広域化対象市町村が設置する協議機関等…………… 34

### 第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 1 広域化後の消防の体制の整備…………… 36
- 2 構成市町村等間の関係…………… 36
- 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策…………… 36

### 第6章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 1 消防団との連携の確保…………… 38
- 2 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保…………… 38

## まとめ…………… 39

## <資料編>

- 1 消防組織法(抜粋)等…………… 41
- 2 市町村の消防の広域化に関する基本指針…………… 48
- 3 消防の広域化の経緯…………… 51
- 4 消防の広域化のスケジュール…………… 52
- 5 鹿児島県消防広域化検討委員会における広域化対象市町村の組合せに関する協議経緯…………… 53
- 6 鹿児島県消防広域化推進計画策定のスケジュール…………… 54
- 7 市町村の消防の広域化を推進するための基本的な進め方…………… 55
- 8 消防力の整備指針に基づく整備状況(平成18年4月1日現在)…………… 56
- 9 鹿児島県消防広域化検討委員会における県域一消防本部の課題に対する検討項目…………… 61
- 10 鹿児島県消防広域化検討委員会における県域七消防本部の課題に対する検討項目…………… 65
- 11 市町村消防の広域化に関する組合せ案の比較…………… 70
- 12 消防広域化支援対策－平成20年度－(広域化に関する財政支援)…………… 73



# 第1章 自主的な市町村の消防の広域化に関する基本的な事項

## 1 市町村の消防の広域化の推進

### (1) 市町村の消防の広域化

市町村の消防の広域化は、行財政の様々なスケールメリットを実現することにより、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るため、一部事務組合等の制度を活用して、常備消防の規模を拡大することである。

また、実際の消防活動の第一線の業務を行う消防署所の設置については、消防庁長官が定める消防力の整備指針により市街地の人口規模等に応じてその基準が定められているため、広域化が行われたとしても、市街地が変化しない限り、基本的には署所の数は減少しない。むしろ、本部機能の高度化等により消防力の強化が期待できる。

なお、今回推進する広域化の対象は常備消防であり、消防団は地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、その対象ではない。

※ 広域化によるスケールメリット

- ① 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ② 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ③ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備 等

### (2) 消防の広域化の背景

近年、消防を取り巻く環境は、災害の大規模化、住民ニーズの多様化等により、急速に変化しており、消防はこの変化に的確に対応する必要がある。

しかしながら、小規模消防本部においては、出動体制、保有できる車両が制限され、職員が専任化できないなど、消防体制としては必ずしも十分でない状況にある。

これを全国の職員数の規模で見ると、消防本部の職員数はおおむね管轄人口の1,000分の1であることから、管轄人口10万人未満の消防本部の職員数は100名未満となることが多いと考えられている。さらに、消防職員はその大半が交替制勤務を行っており、休日や夜間にはその3分の1～4分の1程度の人員しか常駐しないため、消防本部の体制として種々の点で脆弱であることが否めない。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、今後も人口が減少することが予想されており、本県の総人口も、他の都道府県より早く減少に転じ、今後も減少することが予想されている。(表1「鹿児島県及び全国の推計人口」参照) これにより一般的に各消防本部の管轄人口も減少すると考えられ、さ

らに、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念されている。

なお、本県においては、平成19年12月1日現在で、県内19消防本部のうち15消防本部が管轄人口10万人未満であり、そのうち職員数が100名未満の消防本部が12消防本部となっている。（表2「鹿児島県の消防本部等の現況」参照）

さらに、本県は広大な面積に島嶼部や二つの半島を有する地理的な特性上、各地に署所が点在しており、備えなければならない消防施設等も多くなっているが、財政基盤の弱い小規模消防本部においては、十分な整備ができない状況にあるとともに、職員数が少なく、複数の業務を兼務している職員が多くなっている。

このような現状をかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立のためには、常備消防の広域化をより積極的に推進することが不可避である。

表1 鹿児島県及び全国の推計人口

(単位：千人)

区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
本県	1,753	1,708	1,656	1,595	1,529	1,460	1,389
全国	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679

国立社会保障・人口問題研究所 「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)



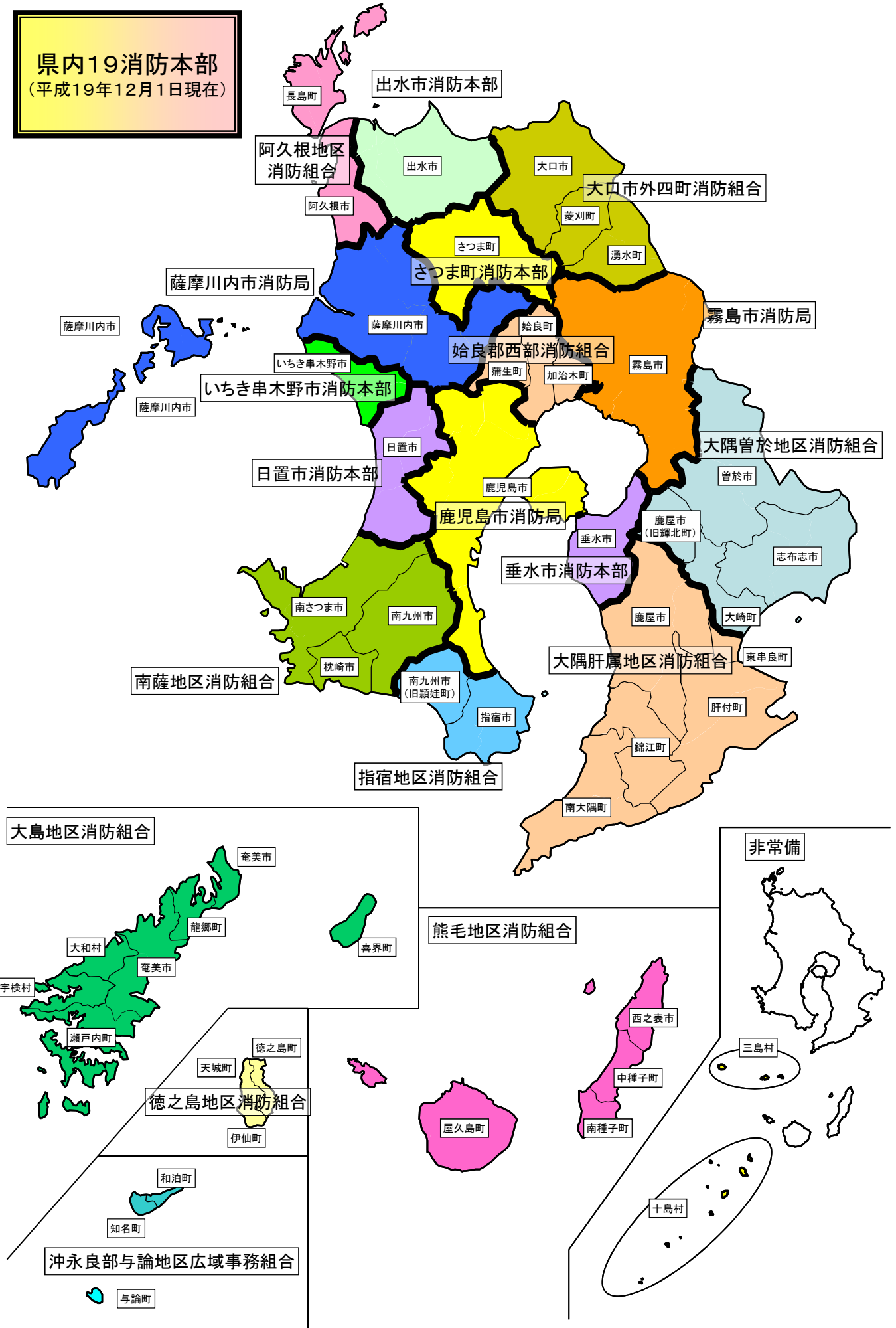
表2 鹿児島県の消防本部等の現況

(平成19年12月1日現在)

No.	団体名	管轄人口	面積(K㎡)	構成団体(数) * 下線は本部所在市町	消防職員数 H18.4.1	消防署数 出張所数	設立年月日	備考
		H17 国調人口	H18.10.1 国土地理院					
1	鹿児島市 消防局	604,367	546.96	単独 1	472 吏員(469)	署 3 所 21	S23.8.1	
2	出水市 消防本部	57,907	330.06	単独 1	71 吏員(70)	署 1 所 1	H18.3.13	
3	垂水市 消防本部	18,928	162.01	単独 1	40 吏員(40)	署 1 所 1	S44.4.1	
4	薩摩川内市 消防局	102,370	683.5	単独 1	152 吏員(145)	署 3 所 4	H16.10.12	
5	日置市 消防本部	52,411	253.05	単独 1	67 吏員(67)	署 1 所 2	H17.10.11	
6	霧島市 消防局	127,309	603.68	単独 1	176 吏員(171)	署 2 所 5	H17.11.7	
7	いちき串木野市 消防本部	32,993	112.04	単独 1	48 吏員(48)	署 1 所 1	H17.10.11	
8	さつま町 消防本部	25,688	303.43	単独 1	42 吏員(39)	署 1 所 0	H17.3.22	
9	指宿地区 消防組合	60,948	259.32	指宿市、南九州市(旧穎娃町)	2 92 吏員(92)	署 1 所 2	S46.4.1	
10	始良郡西部 消防組合	74,840	231.31	加治木町、始良町、蒲生町	3 87 吏員(86)	署 1 所 2	S47.4.1	
11	南薩地区 消防組合	94,892	605.77	枕崎市、南九州市(旧穎娃町を除く) 南さつま市	3 178 吏員(172)	署 2 所 5	H19.4.1	
12	阿久根地区 消防組合	37,030	250.49	阿久根市、長島町	2 61 吏員(61)	署 1 所 2	S49.4.1	
13	大口市外四町 消防組合	44,065	536.69	大口市、菱刈町、湧水町	3 78 吏員(78)	署 2 所 2	S49.4.1	
14	大隅曾於地区 消防組合	96,468	869.63	曾於市、志布志市、大崎町、 鹿屋市(旧輝北町)	4 111 吏員(110)	署 2 所 2	S52.4.1	
15	大隅肝属地区 消防組合	147,441	1071.93	鹿屋市(旧輝北町を除く)、東串良町、 肝付町、錦江町、南大隅町	5 153 吏員(153)	署 3 所 2	S52.4.1	
16	沖永良部与論地区 広域事務組合	20,282	114.15	和泊町、知名町、与論町	3 37 吏員(37)	署 1 所 1	S58.4.1	
17	徳之島地区 消防組合	27,167	247.91	徳之島町、天城町、伊仙町	3 49 吏員(47)	署 1 所 2	S59.4.1	
18	熊毛地区 消防組合	47,904	994.91	西之表市、中種子町、南種子町、 屋久島町	4 88 吏員(88)	署 1 所 4	S63.4.1	
19	大島地区 消防組合	79,034	878.2	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、 龍郷町、喜界町	6 142 吏員(139)	署 1 所 9	H1.4.1	
	本部・組合 合計	1,752,044	9,055.04		44 2,144 2,112	署 29 所 68		
	非常備	三島村	462	31.36	1			
		十島村	673	101.35	1			
		非常備 計	1,135	132.71	2			
	県計	1,753,179	9,187.75	46	2,144 吏員(2,112)	署 29 所 68		

管轄 人口	30万人以上	1本部	鹿児島
	20万人以上	0本部	
	10万人以上	3本部	薩摩川内、霧島、大隅肝属
	5万人以上	7本部	日置、指宿、始良西部、南薩、出水、大島、大隅曾於
	3万人以上	4本部	いちき串木野、阿久根、大口市、熊毛
	3万人以下	4本部	垂水、さつま、沖永良部与論、徳之島

**県内19消防本部**  
(平成19年12月1日現在)



### (3) 消防の広域化の経緯

消防の広域化については、平成6年9月に消防庁の消防広域化基本計画の策定通知の中で、「市町村の消防の組織基盤については当面管轄人口10万人以上を目標に組織を再編することが望ましい」という方針が示されたことから、本県においても、鹿児島県消防広域化検討委員会を設置し検討を進め、平成9年3月に「離島を除き、管轄人口10万人を目標とした13圏域消防本部に再編する」という提言を得て、消防の広域化を推進することとしていたが、平成13年3月の「消防広域化基本計画の見直しに関する指針」及び平成15年10月の消防本部の広域再編の推進を図る旨の消防庁通知の中で、「市町村合併の動きを阻害しないように留意すること」などが示された。

県としては、市町村合併の動きを阻害しないよう状況を見極めながら広域再編を進めることとしていたが、平成18年2月に消防庁の消防審議会の答申を受けて、同年6月に「消防組織法が一部改正」され、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）が示され、「これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると管轄人口の観点から言えばおおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当である」とされた。

## 2 推進計画の目的

基本指針の中で、平成19年度中に都道府県において「消防広域化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画（以下「運営計画」という。）の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現することとされている。

また、基本指針では、都道府県が推進計画を策定するに当たっては、都道府県に市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等を設置することとされた。

県においては、基本指針を踏まえ、県内の市町村の消防の広域化を推進するため、平成19年4月に13名の委員で構成する「鹿児島県消防広域化検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、推進計画を策定するための報告を検討委員会に求めた結果、平成20年3月24日に「鹿児島県における消防広域化に関する報告（最終報告）」をいただいたところである。

県では、この最終報告の主旨を踏まえ推進計画を策定したが、本計画は、これからの消防需要に十分対応できる消防体制の整備及び確立のため、市町村の消防の広

域化を推進することを目的として策定したものであり，広域化対象市町村においては，推進計画に基づき，消防の広域化に関する必要な事項について十分協議の上，運営計画を作成し，市町村，消防本部が相互に連携して広域化に取り組み，その実現を図ることとする。